

令和6年12月24日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 

令和6年(ハ)第16号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和6年12月17日

判 決

広島県庄原市三日市町309

原 告 高 野 邦 夫

広島県庄原市三日市町406

被 告 津 田 廣 雄

主 文

- 1 被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する令和6年9月24日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文第1項と同旨

第2 請求原因の要旨

令和6年9月24日午前6時30分から同8時30分頃までの間、広島県庄原市三日市町309所在の原告方に隣接する土地において被告がゴミ等を不法焼却したため、至近距離にある原告の居室に黒煙の毒悪臭が直撃し、原告に不快感と健康不安を生じさせたことによる慰謝料及びこれに対する同不法行為の日から完済に至るまで年3分の割合による遅延損害金の支払請求。

第3 当裁判所の判断

- 1 請求原因事実は、当事者間に争いがない。
- 2 被告の当該行為の内容、結果等に鑑みると、原告が当該行為によって被った損害を慰謝するには、被告に対し、10万円の支払いを命ずるのが相当である。

3 以上によれば、原告の請求は理由がある。

庄原簡裁裁判所

裁判官

大儀一博



これは正本である。

令和 6 年 12 月 24 日

庄原簡易裁判所

裁判所書記官 山 徳 真 二

